

投資信託積立取引楽天キャッシュ決済約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様が楽天証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で契約する投資信託受益証券又は受益権（以下「投資信託」といいます。）の累積投資契約に基づく定時定額買付取引（以下「投信積立」といいます。）のうち、楽天Edy株式会社（以下「楽天Edy（株）」といいます。）が発行する電子マネー「楽天キャッシュ【基本型】」及び「楽天キャッシュ【プレミアム型】」（以下、あわせて「楽天キャッシュ」といいます。）を利用した決済（以下「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

(投信積立)

第2条 お客様は、本約款及び「投資信託積立取引約款」、楽天Edy（株）の定める「楽天キャッシュ【基本型】利用規約」及び「楽天キャッシュ【プレミアム型】利用規約」並びに楽天グループ株式会社（以下「楽天グループ（株）」といいます。）の定める「楽天会員規約」の内容を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。

(他の規定等の準用)

第3条 この約款に定めのない事項については、「総合証券取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「投資信託積立取引約款」その他の規定、約款により取り扱うものとします。

(ご利用の申込み)

第4条 お客様は、本サービスの利用を希望する場合、当社が定める方法により申込みを行うものとします。当社が定める要件を充たした申込につき、当社は、本サービスの利用を承諾します。

(ご利用の制限)

第5条 本サービスは、お客様の当社における総合証券口座と楽天会員の会員名義が同一である場合に限り、ご利用になれることとします。

(口座確認に関する同意)

第6条 お客様は、当社及び楽天Edy（株）が前条に定める事項に関し、次のことを行うことに同意するものとします。

- ・ご利用申込みの際に、当社はおお客様の氏名、生年月日、その他本サービスのご利用に際し必要な情報を楽天グループ（株）及び楽天Edy（株）から提供を受け、また受領し、当社、楽天グループ（株）及び楽天Edy（株）の間でおお客様の同一性の確認をすること

(本サービスの取引形態)

第7条 本サービスをご利用になるお客様は、お客様の指定する投資信託（以下「指定投資信託」といいます。）の定期買付金額（以下「設定金額」といいます。）を楽天キャッシュにより支払う（以下

「楽天キャッシュ決済」といいます。) こととし、当社は、お客様が申し込まれた内容に従い、毎月一定の日(以下「買付日」といいます。)に、指定投資信託の買付を行うこととします。

- 2 楽天Edy(株)は、買付日が属する月の前月の当社が指定する日に、指定投資信託の買付に必要な金額に相当する楽天キャッシュをお客様の楽天キャッシュ残高から減算し、当社は買付日に指定投資信託を買い付けます。但し、当社又は楽天Edy(株)でシステム障害等その他不可抗力事由が発生し、楽天Edy(株)から当社への入金が遅延した場合は指定投資信託の買付けが行われない場合があります。
- 3 お客様は、当社の定める金額以上かつ当社の定める単位で設定金額を指定するものとします。
- 4 本サービスを利用した投信積立のお客様一人当たりの1か月間の設定金額の総額は5万円を限度とします。また、特定月の設定金額を増額することはできません。

(設定・注文の取消)

第8条 お客様は本サービスを利用する場合、原則として指定投資信託の注文を取消することはできません。

- 2 楽天Edy(株)において楽天キャッシュの減算が行われた日以降に、システム障害等、当社がやむを得ないと認める事由により指定投資信託の注文の取消を行う場合、取消された注文の買付金額のうち、楽天キャッシュの減算額に相当する現金を当社からお客様の証券総合取引口座に入金することとします。

(申込内容の変更)

第9条 お客様は、当社所定の手続きにより本サービスの申込内容の変更を行うことができます。

(届出事項の変更)

第10条 お客様は、当社又は楽天グループ(株)への届出事項に変更があった場合は、速やかに各々の会社に届出るものとします。

(解約)

第11条 次の各号のいずれかに該当したときに当社は本サービスを解約することができるものとします。

- ① お客様が当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- ② お客様が本サービスを利用する資格を喪失した場合(総合証券取引約款第53条に掲げる解約事由に該当した場合を含みますがこれに限りません。)
- ③ 3回連続して楽天キャッシュ決済ができなかった場合(お客様の責めに帰すべからざる事由による場合を除きます。)
- ④ 当社が本サービスの解約を申し出た場合
- ⑤ 当社又は楽天Edy(株)が本サービスを営むことができなくなった場合

(本約款の変更)

第12条 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上

(2022年6月)